

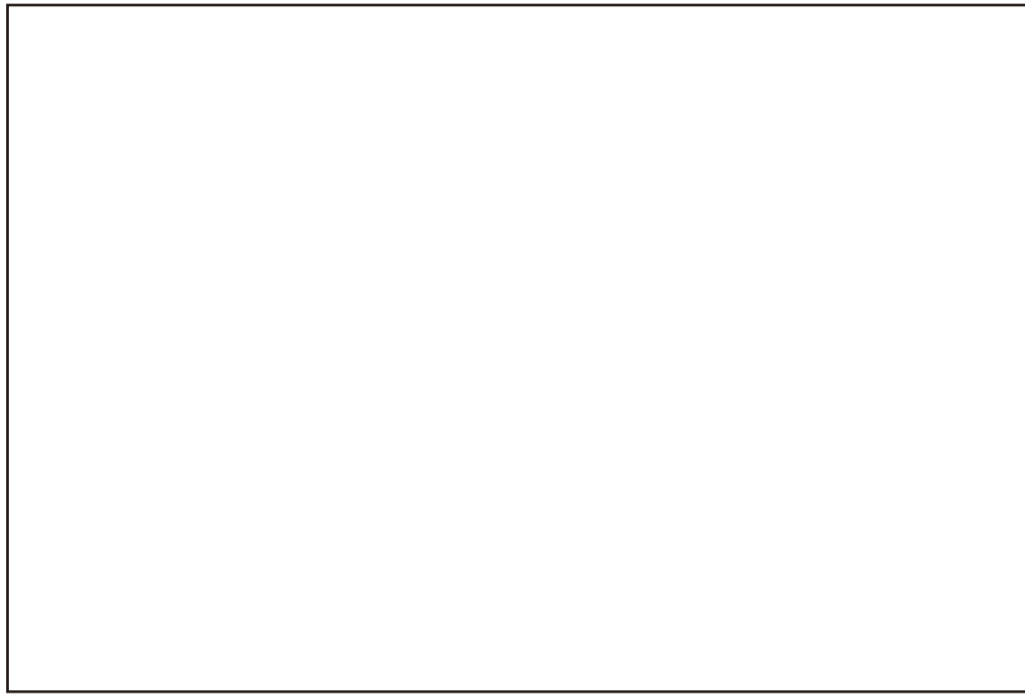
成年後見の議論も友好も深める

韓国水原訪問

10月26日に当会と韓国・京畿中央地方弁護士会との交流会が韓国・水原にて行われた。この交流会は、2003年12月に両会の交流協定が締結されてから毎年行われているが、交流協定締結時を含めると早いもので今年で第10回を数えることとなった。

木村会長以下執行部及び国際交流委員会委員を中心とした20名の当会訪問団は、例年通り、京畿中央地方弁護士会を訪れた後、水原地方検察庁(裁判所)、水原地方検察庁の表敬訪問を行った。その後は、水原市内のホテルキャッスルに移動して共同セミナーが開催された。

共同セミナーは、毎回テーマを定めて、双方の弁護士からの報告・質疑応答等が行われている。今回は、韓国において成年後見制度が施行されることから、成年後見制度をテーマとした。



京畿中央地方弁護士会の金根孝弁護士から、韓国の成年後見制度の概要や弁護士会での準備状況等について、講演が行われた。韓国の成年後見制度では、後見人に医療同意権が付与されている点や、弁護士会で非常に充実した後見人養成プログラムを準備している点等が特に目を引いた。

その後、当会の高橋慶会員より、日本の成年後見制度の概要や課題等について、講演が行われた。高橋会員の講演は、我が国の後見制度の概要や問題点、今後の課題等を限られた時間の中でわかりやすく網羅したものであり、韓国の弁護士にも大好評であった。

両会弁護士との講演の後、裁判官等の関係者を交えてのパネルディスカッションが行われた。当会からは、講演に引き続き高橋会員、及び町川副会長がパネリストとして参加した。ディスカッションでは、講演を行った高橋会員に対する質問

が相次ぎ、韓国の参加者の日本の制度に対する関心の高さがうかがわれた。セミナーの後、恒例の懇親会がホテルキャッスルにて開催された。

今回の懇親会は、10周年を記念して会場にこれまでの交流会の様子が写されたビデオが上映される中で行われた。また、今回は区切りの記念大会

ということもあり、京畿側の歴代の会長が出席される等大いに盛り上がった。また、両会の友好協定締結時の両会会長へは表彰状が授与された(当会の箕山元会長は不参加のため、木村会長が代理で受領)。

懇親会は、いつの間にかいつものような盛り上がりを見せ、さらに両会会員の友好が深められたものと確信している。

就職 支援 会

悲痛な声に 少しでも応えたい

周知の通り、司法修習生の就職状況は年々厳しさを増している。平成23年12月の司法修習修了者一括登録日時点における弁護士未登録者は約400名であったが、平成24

年12月時点の65期司法修習生の未登録者は昨年をさらに上回る可能性がある。このような状況に鑑み、10月5日、就業問題対策委員会は、「就職応援会」を開催した。

「就職応援会」とは、まだ就職が決まっていない65期司法修習生に対して、当会所属の法律事務所の採用に関する情報を提供し、採用未定者を応援するための懇親会であり、昨年も開催されて好評を博している。

応援会当日は、就業問題に関心の深い34名もの当会の弁護士、さらに70名の司法修習生が参加し、大規模な懇親会となった。また内容的にも、司法修習生が出席弁護士に積極的にアプローチし、対する弁護士も本音で回答するなど、当会館5階の大会議室が熱気で満たされるほどの活動が繰り広げられ、2時間という時間があっという間に経過した。

当日配布した司法修習生に対するアンケートの結果では、「大変満足」「勇気づけられた」という回答が大多数であり、今年の応援会もひとまず成功に終わったと一安心している。

司法修習生からは、「就職活動のために履歴書を何通送っても面接すらしてもらえない」「2回試験の勉強をしたのに就職活動をしなければならぬ」という悲憤な声も聞かされた。新人弁護士が就職できないことで、JTの機会が失われ、将来的に弁護士の質の低下を招きかねないことも危惧される。

「就職応援会」としては今後様々な企画を行っていく予定である。その折には、今回の応援会同様、会員の方々にもぜひご協力頂ければと考える次第である。

（会員 長谷山 尚城）

（会員 黒木 勉）

（左）徐基錫(ソ・キソク)水原地方法院長 (右)当会会長

年末恒例行事で不規則な生活となるこの時期、健康管理は重要な課題である。理想をいえば早寝早起き、食事は過不足なく規則正しく、適度な運動をしてお酒は控えめ、ときりがない。しかし実際は深夜労働、コンビニ弁当3食、移動はタクシーで夜は宴会という方も少なくないのではないかと。そんなとき頼りになるのが安眠グッズや健康器具である。特に最近の様々なものが安価で販売されており、こういったものを「ダメ元」で「使い捨て」感覚で入手してみ

るのも一考と思う。かくいう私は、今年の夏のあまりの暑さにひんやりシャツなるものを買ったのを手始めに、低反発マット、バランスボール、ゴムチューブ、吸気筋を鍛える器具、集中力増大耳栓など、パッと聞くと怪しき満点の器具を次々に購入した。もちろんこれら全てが「広告に偽りなし」というわけではなく、複数試すと中には優れものも含まれており、健康維持に役立っている(と思いたい)。中でも吸気筋を鍛える器具は、安眠や集中力向上、スポーツ時に息が上がりにくくなるなど、良いことづくめでかなりお勧めである。もっともこの器具、地声が大きくなる効果もあるようなので、もともとそういった方にはちょっと遠慮願いたい。

（三橋 潔）

横浜弁護士会新聞

発行所
横浜弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL http://www.yokoben.or.jp/

平成24年度関東弁護士会連合会
第2回地区別懇談会のご案内
日時：平成25年1月29日(火) 13時～17時
場所：ホテルメトロポリタン高崎6階「丹頂」
(JR高崎駅直結)



横浜弁護士会は、神奈川県内に法律事務所を持つ弁護士全員が加入する法定団体です。

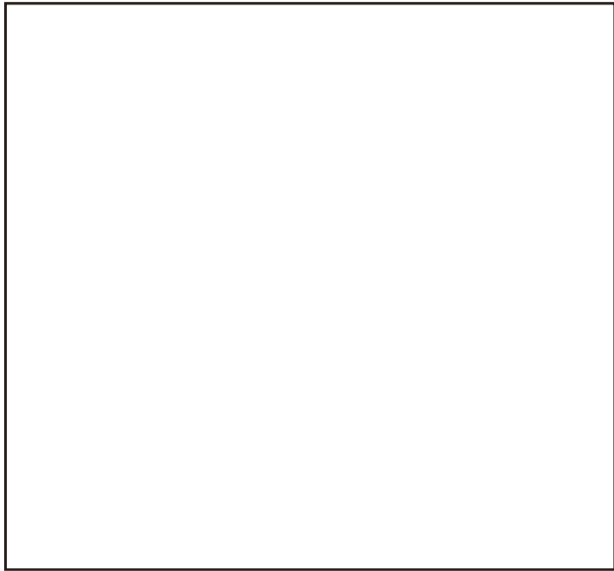
山ゆり

年末恒例行事で不規則な生活となるこの時期、健康管理は重要な課題である。理想をいえば早寝早起き、食事は過不足なく規則正しく、適度な運動をしてお酒は控えめ、ときりがない。しかし実際は深夜労働、コンビニ弁当3食、移動はタクシーで夜は宴会という方も少なくないのではないかと。そんなとき頼りになるのが安眠グッズや健康器具である。特に最近の様々なものが安価で販売されており、こういったものを「ダメ元」で「使い捨て」感覚で入手してみ

倫理研修

初の外部会場での

開催



10月30日・31日に倫理研修が実施された。倫理研修は、日弁連だけでなく、当会においても、会規等により重要な研修として義務付けられている。従前は毎年当会会館の5階にある大会議室で開催していたが、近年の会員数の増加に伴い、収容人数の関係で、本年は初めて弁護士会館ではなく外部の関内ホールを借りて、研修を実施した。初の外部会場での倫理研修の開催ということ

で、予定外の事態が発生するのではないかと心配があったが、例年通り、会長や委員長の挨拶、副会長による講義のほか、パワーポイントを駆使した懲戒事例の報告、会場からの発言をも含めたパネルディスカッション等、無事、予定されていた内容の全てを終了することができた。

特に、パネルディスカッションにおいては、会場からの積極的な発言も見られ、パネリストも事をする機会も多く、時間に追われながらも楽しく働くことができた。このように、まだ弁護士3年目の私が、赴任先で円滑に活動することができていたのは、かなパブ在籍時、同じように「ひまわり」への赴任経験をもつ先輩弁護士達の元で、赴任を見据えた教育(多種多様な事件・手続の経験、経理・人事を含めた事務所経営への関与等)を受けられたことが、赴任後も、決して一人ではないと思えるような支援体制が整えられているからだと感じている。

来年度以降は、日弁連の倫理研修規則の改正に伴い、日弁連との関係で登録後満3年を経過した会員にも倫理研修を実施することが必要となる。そうした環境の変化にも対応しつつ、今後も、より充実した倫理研修を実施できるよう、研修委員会の担当部会を中心に、努力を続けたい。

交えた真摯な議論が行われる等、大変、充実したものとなった。

来年度以降は、日弁連の倫理研修規則の改正に伴い、日弁連との関係で登録後満3年を経過した会員にも倫理研修を実施することが必要となる。そうした環境の変化にも対応しつつ、今後も、より充実した倫理研修を実施できるよう、研修委員会の担当部会を中心に、努力を続けたい。

(会員 三品 篤)

かなパブ 最前線

かなパブから弁護士過疎・

偏在地域へ赴任して

私がかながわパブリック法律事務所(かなパブ)から高知県西部の「中村ひまわり基金法律事務所」へ赴任して間もなく1年が経つ。今回は、かなパブから実際に弁護士過疎・偏在地域へ赴任した弁護士がどのように活動しているのかを紹介したい。

「中村ひまわり」は、四万十川が流れる高知県四万十市内にあり、同市を含めた高知地裁中村支部管内の県西部の3市2町村(管内人口約9万人)の住民からの相談や依頼が多いが、愛媛県西部からの相談もある。

自然豊かで人柄も親切で穏やかな地域だが、法的紛争は決して少なくなく、刑事事件を含め毎月10〜20件の相談や依頼を受けている。本庁や他支部、山間部の依頼者宅へ出向かなければならない事件などもあり、常にバタバタと走り回る毎日である。

弁護士が多い高知市内までは、2時間に1本の特急で2時間弱、車では2時間半以上かかるため、弁護士常駐の必要性がとて高い地域だが、地域内に法律事務所は3つしかない。そのため、私のように来て間もない若手弁護士であっても、「困っているのではなにか助けて欲しい」「ここに弁護士さんがいると聞いたので」と頼って来られる方がたくさんおり、非常にやりがいを感じる。

一方で、利益相反が生じることも多く(夜中にケンカをした夫婦の双方から、翌朝一番に離婚相談の電話がかかってきたこともある)、他に受任できる弁護士がいらないという責任の重さも常に感じている。

これまで経験のない農地や土地改良区に関する相談や、専門性の高い医療過誤や特許の相談など、対応に困ることも時々あるが、破産管財人や成年後見人、裁判員裁判、行政関係の委員や市民向けの講義・講演など、弁護士が多い都市部ではなかなか経験できない仕事を

かなパブの先輩弁護士や横浜弁護士会の先生方の期待に応えることができるよう、今後も、弁護士の少ない地域での役割をしっかりと担っていきたい。

法律事務所 (中村ひまわり基金) 弁護士 重野 裕子

未成年後見研修

困難な問題に実務的な講義

11月1日、当会会館において、会員研修「未成年後見の実務」が行われた。

研修では、子どもの権利委員会委員長である高橋温会員より、未成年後見と成年後見との違い、後見制度支援信託制度についての解説のほか、自身が未成年後見人を務めた経験から、具体的な未成年後見人の職務の内容について講義が行われた。

未成年後見においては、成年後見とは異なり、被後見人である子どもは時が経つにつれて成長し、判断能力が向上していく。未成年後見人は親権者と同じの身上監護権を持つ。

また、子どもが成人した時には、本人が財産を自分で管理し、その後の人生を歩んでいくことになる。すなわち、未成年後見人は、子どもが成人したときのために財産を残すという課題と、教育費など、子どものために適切な時に適切に財産を使うという課題を併せ持つことになる。

さらに、未成年後見人に就任する際に家庭裁判所に提出する書類や、財産目録を作成する際の注意等のみならず、子どもを親族などが監護している場合、子どもが施設に入所している場合、独立して生活している場合、未成年後見人は子どもとどのように関わり、何に注意するのか、子どもがアパートの賃貸借契約を結ぼうとするときに保証人が見つからなかったらどうするか、実際に子どもを監護している親族との関係をどうすべきかなど、未成年後見人を務める上で直面する困難な問題について、自身の経験をもとに実務的な講義がなされた。

(会員 藤沖 彩)

商工ローン研究会

課題多く 気が抜けません

会員 荏原 洋子

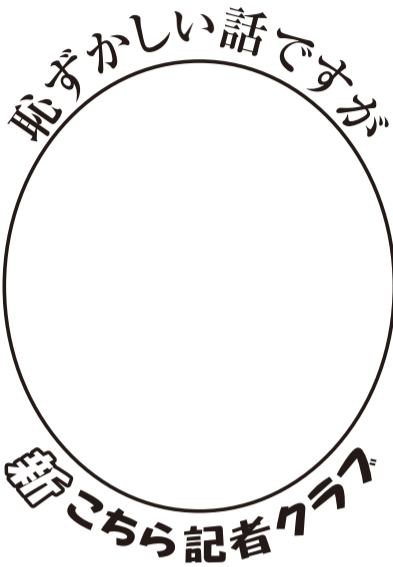
等)ばかりでなく、債務整理ないし過払訴訟一般について、毎回、出席者の抱えている問題を参加者で討論する形で、難問を解決してきました。

この研究会の主要メンバーは、平成15年最高裁判所判決、平成16年対SFCG判決、平成18年対シテイズ判決、平成21年1月消滅時効判決、平成21年対エイワ判決(悪意問題)を勝ち取る全国商工ローン各社が事実上倒産した以後も、残る商工ローン問題(債権譲渡

証人問題では、平成23年7月14日の金融庁の監督指針において、「経営者以外の第三者個人保証の原則禁止」と、「保証履行時における保証人の履行能力を踏まえた対応の促進」が定められたことが注目されます。

平成24年9月28日には最高裁判所が、シテイズの新型契約書(利息制限法の記載のあるもの)について、旧貸金業法43条の適用を認めたと原審を覆すために弁論を開きました。

これからの課題も、多々あります。債務整理を困難とする遅延損害金主張をどのように克服していくかという問題や、借主に誤解させたまま消滅時効を主張する貸金業者の充当の分断主張との闘いなど、まだまだ気が



加害者に8割の過失がある裁判で認められるまで、交通事故からおよそ1年半の歳月が経りました。

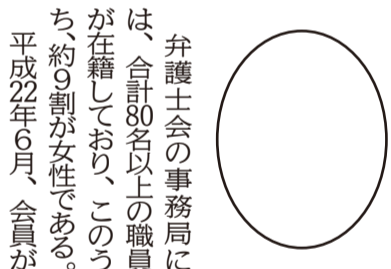
況見分を行った数日後、相手の保険会社に連絡を入れると、「加入者から事故の連絡をを受けていないので、保証できません」との説明を受けました。私はその言葉に驚き、

論に達しました。あるとき裁判所の記者室でふと、道路交通法を調べていると、第44条の中に、信号機のある交差点内では駐車禁止という文字を発見しました。

理事者室 だより

備えあれば憂いなし

副会長 高岡 俊之



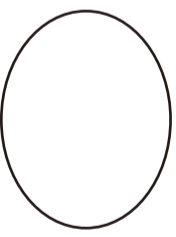
支部会員が共同して、事務局職員を対象とした業務妨害対策マニュアルを完成させた。この業務妨害対策マニュアルには、支部・支所版もあり、大変充実した内容となっている。マニュアル作成に携わった会員各位に心から敬意を表したい。

弁護士会の事務局には、合計80名以上の職員が在籍しており、このうち、約9割が女性である。平成22年6月、会員が執行室において事件相手方男性に刺殺される痛ましい業務妨害事件があった。

やもしれず、常に緊張感をもって対応したいと考えるにいたった。また、法律相談担当弁護士の避難経路が確保できていないところが1か所あり、弁護士と相談者との椅子の位置を交替した。些細なことに映るかもしれないが、業務妨害への対策は、細かなことを見落とさないことにつぎ。

多数決に至る過程を実感

会員 山下 芳織 (55期)



常議員会は弁護士会において総会に次ぐ民主的意思決定機関ということ

常議員会は弁護士会において総会に次ぐ民主的意思決定機関ということ。毎回の常議員会は、激しく意見をぶつけ合っている。このように書く

を述べることになる。もはや若手ではなくとも小心者の私は、どんな批判を浴びるか心臓をバクバクさせながら、ぼそぼそと少数意見を述べることが多い。この一瞬は、生きた心地がしない。

常議員会 常務委員

(テレビ東京 瀬野 剛一)

平成24年

横浜法曹対抗ソフトボール大会

横浜 優勝はならず!

日弁連野球全国大会 東京戦を制し3位

11月3日、4日、予選を勝ち抜いた8チームに、宮崎県において行われ

た。横浜は、予選で一年前同点優勝の名古屋等を倒し、全国大会に臨んだ。1回戦は東京戦。全国屈指の戦力を誇る優勝候補である。

を失ったところで、阿部泰典監督は思い切りよく新人・元嶋亮に継投。元嶋は期待にこたえ、重いストリート1本で相手打者をねじ伏せた。解説をして

いた。元嶋は元阪神投手の野田浩司氏も絶賛の投手リレーでリードを守り、結局4対2で勝利した。

出場選手に加え、大勢の会員がベンチから声で盛り立て、6回のピンチにも流れを東京に渡さなかつた結果であり、まさに横浜の真骨頂の勝利だった。この試合の優秀選手には、強打の東京打線を幻惑し、野田氏も絶賛の投球術を見せた畑中

翌日、準決勝の相手は前年優勝の大阪。予選を含め優勝候補との厳しい対戦が続いたのは、ハヤクカエレとの選手家族らの無言の願いのためだろうか。

親善試合

VS京畿中央地方弁護士会蹴球同好会

横浜FCが完封勝利

10月27日、水原ワールドカップスタジアムサブグラウンドにおいて、当会サッカー部(以下、横浜FC)と京畿中央地方弁護士会蹴球同好会(以下、水原FC)との親善試合が開催された。

同親善試合は、25分の試合を3本行い、そのうち1本は勝敗に反映されないエキシビジョンマッチとなっており、残りの2本のトータルスコアで

勝敗が決せられる。まず主導権を握ったのは横浜FC。中盤の選手を中心にドリブルとパスで水原FCの守備陣を翻弄した。コーナーキックのこぼれ球をパスで繋いで横浜FCが先制。その後、水原FCのカウンターに何度か肝を冷やすシーンがあったが、横浜FCの守備陣が踏ん張り、1対0で1本目を終える。

エキシビジョンマッチとなった2本目は、町川智康副会長が先発出場した。両チーム拮抗した試合展開の中、横浜FCが水原FCの右サイドを切り崩し、折り返しを頭で合わせてゴールを奪う。その後両チームの攻防が繰り返されるも、このまま終了。

勝敗を決する3本目の試合の主導権を握ったのはまたも横浜FCだった。横浜FCが中盤のスペースからゴール前に抜け出し2点目を奪う。しかし、その後はミスからピンチを招く展開に。しかし、チーム一丸となつてこのピンチを乗り越り、試合終了。

こうして、9回目を迎えた親善試合はトータル2対0で横浜FCが勝利し、幕を閉じた。両チーム全力プレーで、大変見所のある試合であった。

(会員 砂子 昌利)

意外と? やるぜ!

裁判所に完敗

10月27日土曜日、横浜法曹対抗ソフトボール大会が4年ぶりに開催された。弁護士会の参加者は20名ほどであった。

監督の指揮のもと、後攻の弁護士会は意気揚々と初回の守備についたところ、いきなり検察庁の先頭打者にランニングホームランを打たれ、1点を先制される。しかし、弁護士会は1回裏、すぐさま3点を取り、早々と見事逆転。4回表検察庁に3-3の同点とされるも、5回裏、佐藤武晴のヒットで4-3のサヨナラ勝ち。やはり野球部員も加わっていた弁護士会

第2試合の検察庁vs.裁判所は打撃戦となり、8-6で裁判所が打ち勝った。「むむ：裁判所もなかなかやるな」と思いつつ、第3試合裁判所vs.弁護士会が始まった。1回表、裁判所は前回の試合の勢いそのままに、長短打を重ねていきなり6点を先制。弁護士会は完全に出鼻をくじかれる。その後も裁判所は5回まで小刻みに得点を重ね、打ちも打った合計13得点をあげる。

一方、弁護士会は、4回裏、5回裏と合計5点を返すのがやっと。結局、試合は13-5で裁判所の圧倒的勝利であった。裁判所は打撃のみならず守備も安定していて、動きもよかった。敵ながらアップレであった。

懇親会でも、優秀選手の発表など、法曹三者それぞれがその日の試合を肴に盛り上がっていた。法曹三者ソフトボール大会は、弁護士会会務として、仕分けの対象にすべきとの声もあるようだが、この日の参加者は皆、貴重な時間を共有させてもらったとの感想を持ったことであろう。

(会員 堤 直史)

10月27日土曜日、横浜法曹対抗ソフトボール大会が4年ぶりに開催された。弁護士会の参加者は20名ほどであった。

石井副会長の司会のもと、金谷副会長の開会の挨拶から、伊東秀文会員主導の準備運動、岡部光平会員のルール説明、横浜地裁倉吉敬所長の始球式まで滞りなく行われると、いよいよ第1試合の開始である。

第1試合は、検察庁vs.弁護士会。須須木永一監督の指揮のもと、後攻の弁護士会は意気揚々と初回の守備についたところ、いきなり検察庁の先頭打者にランニングホームランを打たれ、1点を先制される。しかし、弁護士会は1回裏、すぐさま3点を取り、早々と見事逆転。4回表検察庁に3-3の同点とされるも、5回裏、佐藤武晴のヒットで4-3のサヨナラ勝ち。やはり野球部員も加わっていた弁護士会

第2試合の検察庁vs.裁判所は打撃戦となり、8-6で裁判所が打ち勝った。「むむ：裁判所もなかなかやるな」と思いつつ、第3試合裁判所vs.弁護士会が始まった。1回表、裁判所は前回の試合の勢いそのままに、長短打を重ねていきなり6点を先制。弁護士会は完全に出鼻をくじかれる。その後も裁判所は5回まで小刻みに得点を重ね、打ちも打った合計13得点をあげる。

一方、弁護士会は、4回裏、5回裏と合計5点を返すのがやっと。結局、試合は13-5で裁判所の圧倒的勝利であった。裁判所は打撃のみならず守備も安定していて、動きもよかった。敵ながらアップレであった。

懇親会でも、優秀選手の発表など、法曹三者それぞれがその日の試合を肴に盛り上がっていた。法曹三者ソフトボール大会は、弁護士会会務として、仕分けの対象にすべきとの声もあるようだが、この日の参加者は皆、貴重な時間を共有させてもらったとの感想を持ったことであろう。

編集後記

早いものでもう12月。今年も様々な事がありましたが、個人的にはロンドン五輪が印象に残っています。

セレモニーはロック発祥の地イギリスならではの演出で、洋楽かぶれの人間としては感動を覚えずにはいられません。来年秋には2020年夏季五輪の開催地が決定します。東京招致が実現したら誰がボールのよう

な役割を演じるのか、やデスク 大和田 治樹 記者 奥園 龍太郎 両角 幸治 大河内万紀子 三橋 潔 城田 孝子 千歳 博信